

# 東芝は秘密組織を 解散せよ

## 東芝扇会 自己啓発の会

### 会社と組合の幹部が 東芝扇会員

1974年に東芝本社勤  
労部が全社組織として  
東芝扇会を結成  
元警察官・勤労課管理  
職を扇会事務局担当専  
門職として配置  
谷川和生・人事担当常  
務取締役も扇会員  
鈴木勝利・前電機連合委  
員長と泉田和洋・現電機  
連合書記長も扇会員  
現在は「自己啓発の会」  
と名称変更し、全社的  
な秘密活動を継続。

◆特別寄稿◆  
マルクス主義への歴史的検証②……………武藤光明

扇会発足10周年に寄せて……………勤労部長 唐沢丈夫  
来るべき節目にむけて……………勤労部労働担当課長 平林武幸

現代のリーダー像……………東芝労働組合書記長 鈴木勝利  
扇会十周年に想う……………初代中央幹事長 作間敦夫

12 10 8 6 1



## いまだに秘密活動！ いつまで続けるのか

### やなぎ活動報告 (6/22~8/23) 2000年8月23日 別途報告

1. 会員数
2. 会活動実績
  - 教育・研修 7/3新リダ研修会 会外との懇談
  - 専門部会議 あさり研修会他
  - 全国リーダー研修会(6/23) 担当者会議(旧リダ会) 注記：いまも全社的活動
3. 会活動報告
  - 6/23全国リダ研修会 ・“会う、知る、語る”ラビ-部元監督向井さんの講演
  - 7/3昼食懇談会 ・南川さんとの昼食懇談会 注記：南川勤労課長
  - 7/7専門部長会議 ・会員補充検討、労組役員選挙結果 注記：労組役員選挙対策実施
  - 7/18担当者会議 ・選挙結果、新会員候補者選出依頼
  - 8/11専門部長会議 ・会員候補4名選出し3名を教育に派遣予定
4. 情報・要望・意見・その他
  - 6/30 ・労組役員選挙開票
  - 7/1 ・副会長、会計監査のAさんが昇進し休会員へ 注記：課長以上は休会員
  - 7/3 ・南川さんとの昼食懇談会実施(専門部とリダ)

(以下、省略)

## 東芝は 違法行為をやめよ

10月25日 三連続の勝利命令を勝ち取る

### 1. 東芝の不当労働行為を厳しく断罪

会社の主張：組合活動ではなく政党活動だから却下すべきだ。

県労委命令：組合員の労働条件の維持改善、所属組合の自主的・民主的運営を志向している行為として認められるから組合活動として救済する。

会社の主張：通常の査定により生ずる格差であり、不自然なものではない。

県労委命令：資格、職務給の職群・等級、賃金、一時金および役職について格差が認められる。申立人らの同期同学歴者には課長級以上の役職者も存在し、これを加味すると格差はさらに拡大する。

会社の主張：ピラ配布活動は政党活動として認識していたのであり、申立人らの組合活動を嫌悪するという不当労働行為意思はない。

県労委命令：本件格差は、共産主義的思想を持つ従業員を、労務管理上格別に注視していた会社が、重要な労務政策の一環として東芝扇会を育成の上、これら従業員を「問題者」として排除していく中で政党支部名義の職場新聞を配布するなどしていた申立人らについて・・・独自の活動を行う者として嫌悪し、その活動を封じ込め、あるいは弱体化することを意図し、その一環として、申立人らの資格、賃金等について不利益扱いをしたことによるものである。

上記のほか、命令書では下記の事実も認定されている。

本社勤労部の秘密報告書には、「当社の問題者総数が494名」と記載されている。扇会事務局に神奈川県警出身の初鹿真、志田鉦八(共産党幹部宅電話盗聴事件に関与)東芝扇会と現在の自己啓発の会の事務局を、総務部(勤)が担っている。東芝の処遇制度は、成果主義的な側面があるとしても、年功的に運用されてきた。

### 2. 差別を是正し、組合活動の自由を保障せよ

本件格差は、組合活動を理由とした不利益扱いであり、組合活動に対する支配介入として労働組合法第7条第1号および第3号に該当する不当労働行為である。

会社は、申立人らの同期同学歴者との資格、職務給の職群・等級および役職の格差を是正しなければならない。

また、組合活動の自由を具体的に保障するとともに、そのことを他の従業員にも周知せしめることが必要であるので、謝罪文を本社と申立人らが所属する工場の入り口の見やすい場所に掲示しなければならない。

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会(東芝の職場を明るくする会)

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル Tel & Fax: 044-533-1408